

第13次宮城県鳥獣保護管理事業計画（案）新旧対照表

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>第1 計画の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項</p> <p>1 鳥獣保護区の指定</p> <p>(1) 方針</p> <p>イ 指定に関する中長期的な方針</p> <p>本県は、緑豊かな自然環境に恵まれ、山岳地帯から海域まで多様な地形を有しているが、高度経済成長期以降の各種開発等を通じて山野の宅地化が進み、野生鳥獣の生息域が減少しつつあったことから、野生鳥獣の生息環境を保護・保全する拠点として、積極的に鳥獣保護区の指定に努めてきた。その結果、第12次鳥獣保護事業計画終了時には、鳥獣保護区の面積は、約145,965ha、県土面積に対する鳥獣保護区 の面積の割合は約20%に達している。</p> <p>これにより、安定した野生鳥獣の生息環境が確保されるとともに、本県域の生物多 様性が現在まで引き継がれてきたものであり、獣類ではニホンカモシカ等の大型獣類 をはじめ52種が、また、鳥類ではイヌワシ等の猛禽類や「県鳥」であるガン類を含 め396種の生息が報告（宮城県レッドリスト2021年版、「宮城県レッドデー タブック2016年版」より）されている。特に、ラムサール条約登録湿地である「伊 豆沼・内沼」、「蕪栗沼・周辺水田」、「化女沼」及び「志津川湾」を含む県北地域 は、全国に飛来するガン類の80%から90%が越冬するなど国内最大級の渡り鳥の 越冬地となっている。</p> <p>今後とも、これら野生鳥獣の一層の保護繁殖を図るとともに、過去から引き継が れてきた県内の多様な鳥獣相を保全し、次代に引き継ぐことができるよう、鳥獣の生 息状況等に応じた適切な鳥獣保護区の指定（再指定を含む。）及び見直し等を行う。</p> <p>ロ 指定区分ごとの方針</p> <p>本計画の期間内においては、次の指定方針に基づき、鳥獣保護区の適切な指定（期 間更新を含む。）及び見直し等を行う。</p> <p><u>(イ)</u> から <u>(ニ)</u> まで （略）</p> <p><u>(ホ)</u> 希少鳥獣生息地の保護区</p> <p>環境省レッドリスト2020又は宮城県レッドリスト（宮城県の絶滅のおそれ</p>	<p>第1 計画の期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項</p> <p>1 鳥獣保護区の指定</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 指定に関する中長期的な方針</p> <p>本県は、緑豊かな自然環境に恵まれ、山岳地帯から海域まで多様な地形を有して いるが、高度経済成長期以降の各種開発等を通じて山野の宅地化が進み、野生鳥獣 の生息域が減少しつつあったことから、野生鳥獣の生息環境を保護・保全する拠点 として、積極的に鳥獣保護区の指定に努めてきた。その結果、第11次鳥獣保護事 業計画終了時には、鳥獣保護区 の面積は、約144,531ha、県土面積に対する 鳥獣保護区 の面積の割合は19.8%に達している。</p> <p>これにより、安定した野生鳥獣の生息環境が確保されるとともに、本県域の生物 多様性が現在まで引き継がれてきたものであり、獣類ではニホンカモシカ等の大型 獣類をはじめ52種が、また、鳥類ではイヌワシ等の猛禽類や「県鳥」であるガン 類を含め396種の生息が報告（「宮城県レッドリスト」2013年版、「宮城県 レッドデータブック2016年版」より）されている。特に、ラムサール条約登録 湿地である「伊豆沼・内沼」、「蕪栗沼・周辺水田」及び「化女沼」を含む県北地 域は、全国に飛来するガン類の90%以上が越冬するなど国内最大級の渡り鳥の越 冬地となっている。</p> <p>今後とも、これら野生鳥獣の一層の保護繁殖を図るとともに、過去から引き継 がれてきた県内の多様な鳥獣相を保全し、次代に引き継ぐことができるよう、鳥 獣の生息状況等に応じた適切な鳥獣保護区の指定（再指定を含む。）及び見直し 等を行う。</p> <p>② 指定区分ごとの方針</p> <p>本計画の期間内においては、次の指定方針に基づき、鳥獣保護区の適切な指定 （期間更新を含む。）及び見直し等を行う。</p> <p><u>1)</u> から <u>4)</u> まで （略）</p> <p><u>5)</u> 希少鳥獣生息地の保護区</p> <p>環境省レッドリスト2015又は宮城県レッドデータブック2016（宮城県</p>

のある野生動植物物一覧 2021年版 の絶滅危惧 I 類及び II 類に掲載されている鳥獣などの生息地のうち必要な地域を指定する。

(へ) 及び (ト) (略)

の絶滅のおそれのある野生動植物 REDDATA BOOK MIYAGI 2016 の絶滅危惧 I 類及び II 類に掲載されている鳥獣などの生息地のうち必要な地域を指定する。

6) 及び 7) (略)

変更後(新)					変更前(旧)											
区分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥 獣保護区 (A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				H29年度	H30	R元	R2	R3	計(B)	H29年度	H30	R元	R2	R3	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	41	52	箇所												
	面積	12,300ha	53,330	変動面積	ha						ha					
大規模生息地	箇所		2	箇所												
	面積		46,327	変動面積	ha						ha					
集団渡来地	箇所		3	箇所												
	面積		12,743	変動面積	ha						ha					
集団繁殖地	箇所		1	箇所												
	面積		71	変動面積	ha						ha					
希少鳥獣生息地	箇所		8	箇所				2		2						
	面積		6,975	変動面積	ha			7,122		7,122	ha					
生息地回廊	箇所		—	箇所												
	面積		—	変動面積	ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		29	箇所												
	面積		25,085	変動面積	ha						ha					
計	箇所		95	箇所				2		2						
	面積		144,531	変動面積	ha			7,122		7,122	ha					

変 更 後 (新)

変 更 前 (旧)

(第1表)

区 分	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区					本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
	箇所	面積	R 4年度	R 5	R 6	R 7	R 8	計(B)	R 4年度	R 5	R 6	R 7	R 8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	49	箇所	2	2	3	5	5	17					
	面積	50,570	変動面積	948ha	3,782	2,796	2,742	9,056	19,324	ha				
大規模生息地	箇所	2	箇所			1	1		2					
	面積	46,327	変動面積	ha		27,702	18,625		46,327	ha				
集団渡来地	箇所	3	箇所	1	1				2					
	面積	12,743	変動面積	12,414ha	50				12,464	ha				
集団繁殖地	箇所	1	箇所	1					1					
	面積	71	変動面積	71ha					71	ha				
希少鳥獣生息地	箇所	9	箇所	1			2	2	5					
	面積	12,705	変動面積	693ha			2,095	465	3,253	ha				
生息地回廊	箇所	—	箇所											
	面積	—	変動面積	ha						ha				
身近な鳥獣生息地	箇所	29	箇所	3	4	11	2	1	21					
	面積	23,549	変動面積	13,835ha	399	796	388	3,220	18,638	ha				
計	箇所	93	箇所	8	7	15	10	8	48					
	面積	145,965	変動面積	27,961ha	4,231	31,294	23,850	12,741	100,077	ha				

変更後(新)

変更前(旧)

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
H29年度	H30	R元	R2	R3	計(D)	H29年度	H30	R元	R2	R3	計(E)		
								<u>3</u>			<u>3</u>	<u>△3</u>	<u>49</u>
ha						ha		<u>2,760</u>			<u>2,760</u>	<u>△2,760</u>	<u>50,570</u>
													2
ha						ha							46,327
													<u>3</u>
ha						ha							<u>12,743</u>
													1
ha						ha							71
									<u>1</u>		<u>1</u>	<u>1</u>	9
ha						ha		<u>1,392</u>			<u>1,392</u>	<u>5,730</u>	12,705
													—
ha						ha							—
		<u>1</u>			<u>1</u>								<u>29</u>
ha		<u>1,536</u>			<u>1,536</u>	ha						<u>△1,536</u>	<u>23,549</u>
		<u>1</u>			<u>1</u>			<u>3</u>	<u>1</u>		<u>4</u>	<u>△2</u>	<u>93</u>
ha		<u>1,536</u>			<u>1,536</u>	ha		<u>2,760</u>	<u>1,392</u>		<u>4,152</u>	<u>1,434</u>	<u>145,965</u>

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

変更後(新)

変更前(旧)

(第2表)

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の 増△減*1	計画終了時の 鳥獣保護区*2
R4年度	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4年度	R5	R6	R7	R8	計(E)		
						<u>2</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>17</u>	<u>0</u>	<u>49</u>
ha						<u>948</u>	<u>3,738</u>	<u>2,796</u>	<u>2,738</u>	<u>9,056</u>	<u>19,276</u>	<u>48</u>	<u>50,618</u>
								<u>1</u>	<u>1</u>		<u>2</u>	<u>0</u>	<u>2</u>
ha								<u>27,702</u>	<u>18,625</u>		<u>46,327</u>	<u>0</u>	<u>46,327</u>
						<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1 ※3</u>			<u>3</u>	<u>△1</u>	<u>1</u>
ha						<u>12,414</u>	<u>50</u>	<u>279</u>			<u>12,743</u>	<u>△279</u>	<u>12,464</u>
						<u>1</u>					<u>1</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
ha						<u>71</u>					<u>71</u>	<u>0</u>	<u>71</u>
						<u>1</u>			<u>2</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>0</u>	<u>9</u>
ha						<u>693</u>			<u>2,095</u>	<u>465</u>	<u>3,253</u>	<u>0</u>	<u>12,705</u>
													<u>二</u>
ha													<u>二</u>
						<u>4</u>	<u>4</u>	<u>11</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>22</u>	<u>△1</u>	<u>28</u>
ha						<u>14,441</u>	<u>416</u>	<u>793</u>	<u>404</u>	<u>3,220</u>	<u>19,274</u>	<u>△636</u>	<u>22,531</u>
						<u>9</u>	<u>7</u>	<u>16</u>	<u>10</u>	<u>8</u>	<u>50</u>	<u>△2</u>	<u>91</u>
ha						<u>28,567</u>	<u>4,204</u>	<u>31,570</u>	<u>23,862</u>	<u>12,741</u>	<u>100,944</u>	<u>△867</u>	<u>145,098</u>

※1) 箇所数：(B)-(E)，面積：(B)+(C)-(D)-(E)

※2) 箇所数：(A)+(B)-(E)，面積：(A)+(B)+(C)-(D)-(E)

※3) 南郷鳥獣保護区については、令和6年度期間満了までに検討を行う。

変 更 後（新）	変 更 前（旧）
----------------	----------------

鳥獣保護区の指定
希少鳥獣生息地の保護区

	保護対象鳥獣名	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	備考
令和2年度	コクガン, オオワシ, オジロワシ, ミサゴ	南三陸町	南三陸町海域	5,730	令和2年11月1日から 令和22年10月31日まで	
	計	1 箇所		5,730		
合 計		1 箇所		5,730		

既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和元年度	身近な鳥獣生息地	仙台	区域縮小	15,019	△1,536	13,483	令和元年11月1日から 令和4年10月31日まで	狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域への指定変更	仙台
	森林鳥獣生息地	蕃山	解除	610	△610	0	平成20年11月1日から 令和元年10月31日まで		
		奥武士		650	△650	0	平成21年11月1日から 令和元年10月31日まで		
		大倉ダム		1,500	△1,500	0	平成16年10月1日から 令和元年10月31日まで		

	計	4箇所		<u>17,779</u>	<u>△4,296</u>	<u>13,483</u>			
令和2年度	希少鳥獣 生息地	上品山硯上山	期間更新	<u>1,392</u>		<u>1,392</u>	令和2年11月1日から 令和22年10月31日まで	野生鳥獣の保護繁殖	東部
	計	1箇所		<u>1,392</u>		<u>1,392</u>			
合計		5箇所		<u>19,171</u>	<u>△4,296</u>	<u>14,875</u>			

変更後(新)

変更前(旧)

鳥獣保護区の新規指定計画なし

(3) 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

年 度	指 定 区 分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考
				異動前 の面積	異動面積	異動後 の面積			
令和4年度	身近な鳥獣生息地	仙 台	期間更新	13,483	0	13,483	令和 4年11月 1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	仙 台
		相野沼	期間更新	116	0	116	令和 4年11月 1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	北 部
		矢本海浜	期間更新	236	0	236	令和 4年11月 1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	東 部
		岩出山	解除	606	△606	0		狩猟鳥獣(イノシシを 除く。)捕獲禁止区域 への指定変更を予定	北 部
	森林鳥獣生息地	鳴瀬	期間更新	558	0	558	令和 4年11月 1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	東 部
		四ヶ銘	期間更新	390	0	390	令和 4年11月 1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	大河原
	集団渡来地	松島	期間更新	12,414		12,414	令和 4年11月 1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	仙 台 東 部
	集団繁殖地	江ノ島 列島	期間更新	71	0	71	令和 4年11月 1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	東 部
	希少鳥獣生息地	万石浦	期間更新	693		693	令和 4年11月 1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	東 部
	計	9箇所		28,567	△606	27,961			
令和5年度	身近な鳥獣生息地	朝日山	期間更新	91	0	91	令和 5年11月 1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	仙 台

		三本木	期間更新	148	0	148	令和 5年11月 1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	北部
		清水沢	期間更新	87	△11	76	令和 5年11月 1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	北部
		松山	期間更新	90	△6	84	令和 5年11月 1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	北部
	森林鳥獣生息地	桃浦	期間更新	596	0	596	令和 5年11月 1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	東部
		花山	期間更新	3,142	44	3,186	令和 5年11月 1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	栗原
	集団繁殖地	小泉	期間更新	50	0	50	令和 5年11月 1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	気仙沼
	計	7箇所		4,204	27	4,231			
令和6年度	身近な鳥獣生息地	津田	期間更新	34	0	34	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	大河原
		関	期間更新	40	0	40	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	大河原
		門野山	期間更新	14	0	14	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	仙台
		御成山地区	期間更新	260	0	260	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	仙台
		鳴瀬川	期間更新	165	0	165	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	仙台 北部 東部
		亀ヶ森	期間更新	100	0	100	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	東部
		稗畑	期間更新	14	0	14	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	東部
		廻館	期間更新	60	0	60	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	気仙沼
		森郷	期間更新	39	0	39	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	仙台

		川内	期間更新	58	5	63	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	栗原
		判官森	期間更新	9	△2	7	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	栗原
	森林鳥獣生息地	谷山	期間更新	756	0	756	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	大河原
		富谷	期間更新	1,260	0	1,260	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	仙台
		田束山	期間更新	780	0	780	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	気仙沼
	集団渡来地	南郷	期間満了	279	△279	0	令和 6年10月31日まで	期間満了 <small>(令和6年度期間満了までに検討を行う)</small>	北部
	大規模生息地	蔵王連峰	期間更新	27,702	0	27,702	令和 6年11月 1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	大河原 仙台
	計	16箇所		31,570	△276	31,294			
令和7年度	身近な鳥獣生息地	金山	期間更新	176	0	176	令和 7年11月 1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	東部
新堤		期間更新	228	△16	212	令和 7年11月 1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	北部 栗原	
森林鳥獣生息地	次郎太郎山	期間更新	691	0	691	令和 7年11月 1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	大河原	
	金津	期間更新	230	0	230	令和 7年11月 1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	大河原	
	六角牧場	期間更新	500	4	504	令和 7年11月 1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	北部	
	吹上	期間更新	760	0	760	令和 7年11月 1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	北部	
	飯野川	期間更新	557	0	557	令和 7年11月 1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	東部	
希少鳥獣生息地	翁倉山	期間更新	1,135	0	1,135	令和 7年11月 1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	東部	
	金華山	期間更新	960	0	960	令和 7年11月 1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	東部	
大規模生息地	栗駒	期間更新	18,625	0	18,625	令和 7年11月 1日から	期間更新	北部	

							令和27年10月31日まで		栗原
	計	10箇所		23,862	△12	23,850			
令和8年度	身近な鳥獣生息地	船岡	期間更新	3,220	0	3,220	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	大河原
	森林鳥獣生息地	堂平山	期間更新	1,225	0	1,225	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	大河原
		斗蔵山	期間更新	205	0	205	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	大河原
		田代	期間更新	1,574	0	1,574	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	北部
		大崎西部	期間更新	5,792	0	5,792	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	北部
		旭山	期間更新	260	0	260	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	東部
		希少鳥獣生息地	鳥の海	期間更新	180	0	180	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新
	お伊勢浜		期間更新	285	0	285	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	気仙沼
		計	8箇所		12,741	0	12,741		
	合計		50箇所		100,944	△867	100,077		

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>2 特別保護地区の指定</p> <p>(1) 方針</p> <p>イ 指定に関する中長期的な方針</p> <p>特別保護地区の指定は、鳥獣保護区の区域内で植生・地形等の自然的条件から見て、野生鳥獣の生息環境として特に保全を必要とする重要な地域について、工作物の設置や立竹木の伐採等に一定の制限を加えるもので、これまで設置目的に適合した10か所8,807haの指定を行っている。</p> <p>特別保護地区については、鳥獣の保護のみならず、鳥獣保護区の区域内において鳥獣の生息地の保護を図るために中核的な区域を指定するものであるため、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(令和3年環境省告示第69号。以下「基本指針」という。)の考え方に従い、鳥獣の生息状況の変化に応じて、適切な区域指定を行う。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>2 特別保護地区の指定</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 指定に関する中長期的な方針</p> <p>特別保護地区の指定は、鳥獣保護区の区域内で植生・地形等の自然的条件から見て、野生鳥獣の生息環境として特に保全を必要とする重要な地域について、工作物の設置や立竹木の伐採等に一定の制限を加えるもので、これまで設置目的に適合した10か所8,807haの指定を行っている。</p> <p>特別保護地区については、鳥獣の保護のみならず、鳥獣保護区の区域内において鳥獣の生息地の保護を図るために中核的な区域を指定するものであるため、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成28年環境省告示第100号。以下「基本指針」という。)の考え方に従い、鳥獣の生息状況の変化に応じて、適切な区域指定を行う。</p> <p>② (略)</p>

変更後(新)

変更前(旧)

(2) 特別保護地区指定計画

(第4表)

区 分	既指定鳥獣保護区(A)	変動面積	本計画期間に指定する鳥獣保護区 (再指定も含む。)					本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
			R4年度	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4年度	R5	R6	R7	R8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	3			<u>1</u>			<u>1</u>						
	面積	315	ha		<u>61</u>			<u>61</u>	ha					
大規模生息地	箇所	2			<u>1</u>	<u>1</u>		<u>2</u>						
	面積	3,877	ha		<u>2,605</u>	<u>1,272</u>		<u>3,877</u>	ha					
集団渡来地	箇所	1			<u>1</u>			<u>1</u>						
	面積	3,444	ha		<u>3,444</u>			<u>3,444</u>	ha					
集団繁殖地	箇所	1			<u>1</u>			<u>1</u>						
	面積	49	ha		<u>49</u>			<u>49</u>	ha					
希少鳥獣生息地	箇所	2				<u>2</u>		<u>2</u>						
	面積	1,022	ha			<u>1,022</u>		<u>1,022</u>	ha					
生息地回廊	箇所													
	面積		ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇所	1			<u>1</u>			<u>1</u>						
	面積	100	ha		<u>100</u>			<u>100</u>	ha					
計	箇所	10			<u>3</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>8</u>						
	面積	8,807	ha		<u>3,593</u>	<u>2,666</u>	<u>2,294</u>	<u>8,553</u>	ha					

変 更 後 (新)

変 更 前 (旧)

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む。)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
H29年度	H30	R元	R2	R3	計(D)	H29年度	H30	R元	R2	R3	計(E)		
													3
ha						ha							315
													2
ha						ha							3,877
													1
ha						ha							3,444
													1
ha						ha							49
													2
ha						ha							1,022
ha						ha							
													1
ha						ha							100
													10
ha						ha							8,807

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

変 更 後 (新)

変 更 前 (旧)

(第5表)

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区 (再指定も含む。)						計画期間中の 増△減*1	計画終了時の 鳥獣保護区*2
R 4年度	R 5	R 6	R 7	R 8	計(D)	R 4年度	R 5	R 6	R 7	R 8	計(E)		
								<u>1</u>			<u>1</u>		3
ha						<u>ha</u>		<u>61</u>			<u>61</u>		315
								<u>1</u>	<u>1</u>		<u>2</u>		2
ha						<u>ha</u>		<u>2,605</u>	<u>1,272</u>		<u>3,877</u>		3,877
						<u>1</u>					<u>1</u>		1
ha						<u>3,444ha</u>					<u>3,444</u>		3,444
						<u>1</u>					<u>1</u>		1
ha						<u>49ha</u>					<u>49</u>		49
									<u>2</u>		<u>2</u>		2
ha						<u>ha</u>			<u>1,022</u>		<u>1,022</u>		1,022
ha						<u>ha</u>							
						<u>1</u>					<u>1</u>		1
ha						<u>100ha</u>					<u>100</u>		100
						<u>3</u>		<u>2</u>	<u>3</u>		<u>8</u>		10
ha						<u>3,593ha</u>		<u>2,666</u>	<u>2,294</u>		<u>8,553</u>		8,807

※1) 箇所数：(B)-(E)， 面積：(B)+(C)-(D)-(E)

※2) 箇所数：(A)+(B)-(E)， 面積：(A)+(B)+(C)-(D)-(E)

変 更 後 (新)

変 更 前 (旧)

既設鳥獣保護区特別保護地区の変更計画

(第6表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	面積 (ha)	変更後の指定期間
令和4年度	集団渡来地	松島	期間更新	3,444	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	仙台	期間更新	100	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで
	集団繁殖地	江ノ島列島	期間更新	49	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで
計				3,593	
令和6年度	森林鳥獣生息地	谷山	期間更新	61	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで
	大規模生息地	蔵王連峰	期間更新	2,605	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで
計				2,666	
令和7年度	大規模生息地	栗駒	期間更新	1,272	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで
	希少鳥獣生息地	翁倉山	期間更新	62	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで
		金華山	期間更新	960	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで
計				2,294	
合計		8箇所		8,553	

変更後(新)

変更前(旧)

3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定

(1) 方針

イノシシ又はニホンジカの第二種特定鳥獣管理計画区域内で、イノシシ又はニホンジカによる被害が確認されている鳥獣保護区については、これらの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の狩猟捕獲を禁止とする「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」へ一時的に指定変更を行い、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものとする。

年度	名称	所在地	区分	面積(ha)	捕獲等を禁止する狩猟鳥獣	指定期間
令和元年度	蕃山権現森	仙台市	新規指定	2,146	イノシシ以外	令和元年11月1日から 令和6年10月31日まで (5年間)
	奥武士			650		
	大倉ダム			1,500		
合計	3カ所			4,296		

変更後(新)

変更前(旧)

3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定等

(1) 方針

イノシシ又はニホンジカの第二種特定鳥獣管理計画区域内で、イノシシ又はニホンジカによる被害が確認されている鳥獣保護区については、これらの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の狩猟捕獲を禁止とする「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」へ一時的に指定変更等を行い、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものとする。

(第7表)

年度	名称	所在地	区分	面積(ha)	捕獲等を禁止する狩猟鳥獣	指定期間
令和4年度	岩出山	大崎市	新規指定	592	イノシシ以外	令和4年11月1日から 令和9年10月31日まで (5年間)
令和6年度	蕃山権現森	仙台市	期間更新	382	イノシシ以外	令和6年11月1日から 令和11年10月31日まで (5年間)
	奥武士			650		
	大倉ダム			1,500		
合計	4カ所			3,124		

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>4 休猟区の指定 (1) から (3) まで (略)</p> <p>5 鳥獣保護区の整備等 (1) (略)</p>	<p>4 休猟区の指定 (1) から (3) まで (略)</p> <p>5 鳥獣保護区の整備等 (1) (略)</p>

変 更 後 (新)

変 更 前 (旧)

(2) 整備計画

イ 管理施設等の設置

区 分	現 況	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
標識類の整備	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板 等の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修

ロ 利用施設の整備

区 分	現 況	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
観察路, 観察舎 等の整備	(仙台) 鉤取野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森 の維持管理
	(蔵王連峰) 蔵王野鳥の森の 維持管理	(蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) 蔵王野鳥の森の 維持管理	(蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理
営巣, 給餌環境 の整備 ・改善事業	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置

変 更 後 (新)

変 更 前 (旧)

△ 調査, 巡視等の計画

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管理員 等	箇所数	95	95	95	95	95
	人数	77	77	77	77	77
管理のための調査の実施		(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等

変 更 後 (新)

変 更 前 (旧)

(2) 整備計画

イ 管理施設等の設置

(第8表)

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識類の整備	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板 等の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修

ロ 利用施設の整備

(第9表)

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観察路, 観察舎等の 整備	(仙台) 鈎取野鳥の森 の維持管理 (蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鈎取野鳥の森 の維持管理 (蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鈎取野鳥の森 の維持管理 (蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鈎取野鳥の森 の維持管理 (蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鈎取野鳥の森 の維持管理 (蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鈎取野鳥の森 の維持管理 (蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理
営巣, 給餌環境の整 備・改善事業	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置

変 更 後 (新)

変 更 前 (旧)

△ 調査, 巡視等の計画

(第10表)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理員等	箇所数	95	93	93	93	93
	人 数	77	77	77	77	77
管理のための調査 の実施		(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)																				
<p>第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項</p> <p>1 鳥獣の人工増殖</p> <p>(1) 方針</p> <p>イ (略)</p> <p>ガン類に関しては、仙台市八木山動物公園において実施されていたシジュウカラガンの羽数回復事業により放鳥された個体を始めとする冬鳥の渡り状況等の把握に努める。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) 人工増殖計画 (第11表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="2">希少鳥獣等</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>鳥獣名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度 ～ 令和8年度</td> <td>ワシ、タカ類 ガン類</td> <td>傷病救護個体のうち、治癒後放鳥不可能なものについて、人工増殖を図り個体数維持に努める。 なお、人工増殖に際しては、当該個体の増殖を必要とし、かつ、技術を有する施設へ依頼し実施する。</td> <td>絶滅のおそれのある鳥獣の人工増殖については、仙台市八木山動物公園の協力を得て実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方</p> <p>(1) 希少鳥獣</p> <p>イ 対象種</p> <p>以下のいずれかに該当する鳥獣を希少鳥獣とする。</p> <p>(イ) 環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣及び本県レッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣</p> <p>(ロ) 絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣として環境省令で定める鳥獣</p> <p>(ハ) 絶滅のおそれのある地域個体群 (必要に応じ、希少鳥獣として取り扱う)</p> <p>ロ 保護及び管理の考え方</p> <p>希少野生生物の生息状況や分布域などについて、きめ細かな情報を収集するため、県民及び広範な関係者から情報提供を受けることができる希少種情報データベースを整備し、希少野生生物種の保護対策に資する情報収集体制を構築する。また、宮城県レッドデータブックを定期的に改訂し、県民の自然保護意識の高揚を図りながら、貴重な野生生物の生息地の保全及び種の保護保全について、県民の理解と協力を求めていく。</p>	年 度	希少鳥獣等		備 考	鳥獣名	実施方法	令和4年度 ～ 令和8年度	ワシ、タカ類 ガン類	傷病救護個体のうち、治癒後放鳥不可能なものについて、人工増殖を図り個体数維持に努める。 なお、人工増殖に際しては、当該個体の増殖を必要とし、かつ、技術を有する施設へ依頼し実施する。	絶滅のおそれのある鳥獣の人工増殖については、仙台市八木山動物公園の協力を得て実施する。	<p>第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項</p> <p>1 鳥獣の人工増殖</p> <p>(1) 方針</p> <p>① (略)</p> <p>② ガン類に関しては、仙台市八木山動物公園において実施されているシジュウカラガンの羽数回復事業により放鳥された個体を始めとする冬鳥の渡り状況等の把握に努める。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 人工増殖計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="2">希少鳥獣等</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>鳥獣名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度 ～ 令和3年度</td> <td>ワシ、タカ類 ガン類</td> <td>傷病救護個体のうち、治癒後放鳥不可能なものについて、人工増殖を図り個体数維持に努める。 なお、人工増殖に際しては、当該個体の増殖を必要とし、かつ、技術を有する施設へ依頼し実施する。</td> <td>絶滅のおそれのある鳥獣の人工増殖については、仙台市八木山動物公園の協力を得て実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>(第9の2から項目を移記し再構成)</p>	年 度	希少鳥獣等		備 考	鳥獣名	実施方法	平成29年度 ～ 令和3年度	ワシ、タカ類 ガン類	傷病救護個体のうち、治癒後放鳥不可能なものについて、人工増殖を図り個体数維持に努める。 なお、人工増殖に際しては、当該個体の増殖を必要とし、かつ、技術を有する施設へ依頼し実施する。	絶滅のおそれのある鳥獣の人工増殖については、仙台市八木山動物公園の協力を得て実施する。
年 度		希少鳥獣等			備 考																
	鳥獣名	実施方法																			
令和4年度 ～ 令和8年度	ワシ、タカ類 ガン類	傷病救護個体のうち、治癒後放鳥不可能なものについて、人工増殖を図り個体数維持に努める。 なお、人工増殖に際しては、当該個体の増殖を必要とし、かつ、技術を有する施設へ依頼し実施する。	絶滅のおそれのある鳥獣の人工増殖については、仙台市八木山動物公園の協力を得て実施する。																		
年 度	希少鳥獣等		備 考																		
	鳥獣名	実施方法																			
平成29年度 ～ 令和3年度	ワシ、タカ類 ガン類	傷病救護個体のうち、治癒後放鳥不可能なものについて、人工増殖を図り個体数維持に努める。 なお、人工増殖に際しては、当該個体の増殖を必要とし、かつ、技術を有する施設へ依頼し実施する。	絶滅のおそれのある鳥獣の人工増殖については、仙台市八木山動物公園の協力を得て実施する。																		

加えて、宮城県レッドデータブック等で絶滅のおそれがある野生生物のうち、特に保護を図る必要がある種について、その捕獲、採取等を規制しこれらを保護するため、希少野生生物種の保護・種の保存に関する条例又は指針等を制定し、生息区域の保全を図るなど、希少野生生物種の保護及び保全に向けた具体的取組を行う。

希少猛禽類の保護対策については、平成28年1月に取りまとめた「宮城県猛禽類生息状況調査報告書」を活用するとともに、イヌワシ、クマタカ及びオオタカの3種を中心に、引き続き県内の生息状況、繁殖実績等の情報収集に努める。また、希少猛禽類の繁殖に影響を及ぼす可能性がある開発行為に対しては、「猛禽類保護の進め方（改定版）」（環境省編）に基づき指導や専門家の紹介等を行う。さらに、生息環境の維持改善（鉛中毒事故の防止を含む。）、傷病猛禽類の保護及び治療並びに人工増殖への活用等を実施する。

(2) 狩猟鳥獣

イ 対象種

法第2条第7項に基づき環境省令で定める鳥獣

ロ 保護及び管理の考え方

長期にわたり狩猟鳥獣として種を維持するため、狩猟で適正な捕獲が行われるよう指導するとともに、生息数の減少が認められる狩猟鳥獣については、自然保護員の協力を得ながらモニタリング調査を行う。また、農林水産業や生活環境に被害を及ぼす狩猟鳥獣については、狩猟者と地域住民との連携・協力等を推進し、捕獲も含めた管理・被害防除策をより一層強力に進める。

(3) 外来鳥獣

イ 対象種

我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

ロ 保護及び管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。

おって、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）を遵守し、特に特定外来生物として指定される種については、飼育・販売・輸入等の規制があることを周知するとともに、動物愛護担当課と連携し、生態系、人の生命・身体及び農林水産業に悪影響を与える可能性のあるペット等の逸走について、速やかに対応する。

(4) 指定管理鳥獣

イ 対象種

法第2条第5項に基づき環境省令で定める鳥獣

ロ 保護及び管理の考え方

指定管理鳥獣の効果的な捕獲等を実施するため、第二種特定鳥獣管理計画を踏まえて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、同事業を実施する。

なお、指定管理鳥獣の効果的な捕獲等をするため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。また、指定管理鳥獣の適切な管理のため、個体数推定等を実施して、県内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、生活環境、農林業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

さらに、市町村が「鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図るなど、関係機関の連携についても配慮する。

(5) 一般鳥獣

イ 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣

ロ 保護及び管理の考え方

全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

一般鳥獣については錯誤捕獲がないよう、県職員や自然保護員が巡視するとともに、水鳥及び猛禽類については鉛中毒死を防止するため指定猟法禁止区域の管理を徹底するなど、一般鳥獣の保護に努める。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

次の場合にあつては、許可しないものとする。

イ 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

ロ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ハ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

ニ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

次の場合にあつては、許可しないものとする

① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入された鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣（生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣。以下同じ。）捕獲を図るものとする。

③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

ホ 鳥獣の愛玩飼養を目的とした捕獲の場合

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

イ わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマやカモシカ等の

④ 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は環境省が作成する特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

⑤ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は捕獲等を認めることにより社寺境内、墓地などそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

⑥ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

⑦ 法第36条に規定する危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

⑧ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

⑨ 鳥獣の愛玩飼養を目的とした捕獲の場合

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等などについて付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く。）

1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12

生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

(イ) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

① イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12cm以内であり、締め付け防止金具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12cm以内で、締め付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4mm以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

(ロ) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12cmを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合であること。

(ハ) ツキノワグマの捕獲を目的とする捕獲する許可申請の場合

箱わなに限るものとする。ただし、口頭による緊急捕獲許可及び捕獲個体を止めさしする場合には銃器の使用を可能とする。

ロ 標識の装着に関する基準

鳥獣保護管理法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 及び (5) (略)

cm以内であり、締め付け防止金具を装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請は許可しない。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①アの規制に加えて、ワイヤーの直径が4mm以上であり、よりもどしを装着したものであること。

③ ツキノワグマの捕獲を目的とする捕獲する許可申請の場合
箱わなに限るものとする。

(4) 及び (5) (略)

2 学術研究を目的とする場合

捕獲の目的	許可基準					備考
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	捕獲方法	
学術研究	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	研究の目的を達成するために必要な種類又は数。 ただし、外来鳥獣又は有害鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数。	1年以内	研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	次に掲げる条件に適合するものであること。 ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は有害鳥獣であつて、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。	
研究の目的・内容	次のいずれにも該当するものであること。 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画下のみで行われるものであること。 4) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。					
捕獲後の措置	原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。 1) 殺傷等を伴う場合は、外来鳥獣及び指定管理鳥獣を除き、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 2) 個体識別のため、指切り又はフーズタッグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 3) 電波発信機又は足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。					
標識調査 (環境省足環を装着する場合)	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県から委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでの規定に掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、網、わな又は手捕とする。	
捕獲後の措置	足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は有害鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。					

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p><u>3 学術研究を目的とする場合</u></p> <p><u>(1) 学術研究</u></p> <p><u>原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 研究の目的及び内容</u></p> <p><u>次の(イ)から(ニ)までのいずれにも該当するものであること。</u></p> <p><u>(イ) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。</u></p> <p><u>ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。</u></p> <p><u>(ロ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</u></p> <p><u>(ハ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。</u></p> <p><u>(ニ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。</u></p> <p><u>ロ 許可対象者</u></p> <p><u>理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。</u></p> <p><u>ハ 鳥獣の種類・数</u></p> <p><u>研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)とする。</u></p> <p><u>ニ 期間</u></p> <p><u>1年以内。</u></p> <p><u>ホ 区域</u></p> <p><u>研究の目的を達成するために必要な区域とする。</u></p> <p><u>ヘ 方法</u></p> <p><u>次の各号に掲げる条件に適合するものであること。</u></p> <p><u>(イ) 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という。)ではないこと。</u></p> <p><u>(ロ) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ト 捕獲等又は採取等後の措置</u></p>	

(イ) 殺傷などを伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(ロ) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

(ハ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

イ 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

ロ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ハ 期間

1年以内。

ニ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

ホ 方法

網、わな又は手捕。

ヘ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

4 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

イ 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、自然保護員その他特に必要と認められる者

ロ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）

ハ及びニ （略）

ホ 方法

法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

イ 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、自然保護員その他特に必要と認められる者

ロ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）

ハ及びニ （略）

ホ 方法

法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

鳥獣の数の調整の実施に当たっての留意事項

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行うものとする。また、実施に当たっての留意事項は鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の捕獲に

3 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準によるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数

③及び④ （略）

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるものとする。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数

③及び④ （略）

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

4 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

鳥獣の数の調整の実施に当たっての留意事項

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行うものとする。また、実施に当たっての留意事項は有害鳥獣捕獲に準じるものとし、本計画のほか、「宮城県特定鳥獣捕獲許可事務

準じるものとし、本計画のほか、「宮城県特定鳥獣捕獲許可事務取扱要領」（平成17年4月1日施行）により基準を定め（許可権限が市町村に移譲されている事務についてはこの限りではない。）、事務の統一化と迅速化を図るものとする。

イ 許可対象者

次のいずれにも該当する者であること。

(イ) 原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

- ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

(ロ) 実施計画を策定した対象市町村長から第二種特定鳥獣の捕獲を依頼された者であること。ただし、県が実施する第二種特定鳥獣の数の調整に係る捕獲にあつては、県の職員又は知事から第二種特定鳥獣の捕獲を委託された者であること。

(ハ) 原則として、過去に狩猟事故及び狩猟違反がないこと。

ロからニまで （略）

ホ 方法

(イ) 捕獲に当たっては専門家等の助言・指導を受け効果的な捕獲に努めること。

(ロ) 捕獲人員は捕獲の目的を達成するために必要な人数とすること。

(ハ) 可猟区以外での捕獲は特に慎重を期すこと。

(ニ) 捕獲の実施に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努めること。

(ホ) 事故防止に万全の措置を講ずること。

(ヘ) 空気銃を使用した捕獲は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、ニホンジカ及びイノシシについてはその使用を認めない。ただし、止めさし等、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

取扱要領」（平成17年4月1日施行）により基準を定め（許可権限が市町村に移譲されている事務についてはこの限りではない。）、事務の統一化と迅速化を図るものとする。

① 許可対象者

次のいずれにも該当する者であること。

1) 原則として、猟法の種類に応じた狩猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、次のアからエの条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

ア 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。

イ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

ウ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。

エ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

2) 実施計画を策定した対象市町村長から第二種特定鳥獣の捕獲を依頼された者であること。ただし、県が実施する第二種特定鳥獣の数の調整に係る捕獲にあつては、県の職員又は知事から第二種特定鳥獣の捕獲を委託された者であること。

3) 原則として、過去に狩猟事故及び狩猟違反がないこと。

②から④まで （略）

⑤ 方法

1) 捕獲に当たっては専門家等の助言・指導を受け効果的な捕獲に努めること。

2) 捕獲人員は捕獲の目的を達成するために必要な人数とすること。

3) 可猟区以外での捕獲は特に慎重を期すこと。

4) 捕獲の実施に当たっては、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことがないように、捕獲物を適正に処理すること。

5) 事故防止に万全の措置を講ずること。

(2) 鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
イ 被害の防止の目的での捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の基本的考え方

野生鳥獣による県内の被害状況として，鳥類では，カルガモ，カラス類等の被害が県下全域で恒常的に発生している。獣類による被害も同様であり，特にニホンザル，ツキノワグマ，ニホンジカ及びイノシシは行動圏及び生息域が拡大し，被害を受ける区域も広がっていることから，生息状況や被害状況の把握に努め，保護及び管理，被害防除対策等について市町村を含めた関係機関との連携協力により進めていく。

なお，有害鳥獣捕獲の許可基準においては，被害が現に生じている場合だけでなく，そのおそれがある場合（以下「予察」という。）についても許可する基準とする。

(2) 鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
① 被害の防止の目的での捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の基本的考え方

野生鳥獣による県内の被害状況として，鳥類では，カルガモ，カラス類等の被害が県下全域で恒常的に発生している。獣類による被害も同様であり，特にニホンザル，ツキノワグマ，ニホンジカ及びイノシシは行動圏及び生息域が拡大し，被害を受ける区域も広がっていることから，生息状況や被害状況の把握に努め，保護及び管理，被害防除対策等について市町村を含めた関係機関との連携協力により進めていく。

変更後(新)

変更前(旧)

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表に係る方針等

予察表は、被害発生のおそれのある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害の発生地域・時期を推測したもので、これにより、被害の抑制や効率的な防除措置を行うため活用する。

被害等のおそれがある場合に実施する予察捕獲は、被害が大きく、被害時期が一定しているカルガモ、カラス類、スズメ類及びハト類（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りでない。また、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲に努める。

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時(月)												主な被害発生地域	備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
カルガモ	水稻, 豆類, 野菜等農作物全般	<												>	県下全域の水稻作付地帯及び耕作地帯	
カラス類	水稻, 豆類, 飼料作物, 野菜, 果樹類等農作物全般	<												>	県下全域の水稻作付地帯, 耕作地帯及び果樹栽培地帯(市街地全域)	生活環境被害
スズメ類	水稻, 麦類, 野菜	<												>	県下全域の水稻作付地帯	
ハト類	水稻, 豆類, 飼料作物, 野菜	<												>	県下全域の耕作地帯	
ハクチョウ類	水稻, 麦類, 野菜(レンコン)													(←)	大崎市	
サギ類	水稻														栗原市	
ニホンザル	いも類, 水稻, 豆類, 野菜, 果樹類, 飼料作物等農作物全般	<												>	白石市, 丸森町, 七ヶ宿町, 川崎町, 仙台市, 大崎市, 加美町	生活環境被害
ツキノワグマ	飼料作物, 果樹類等農作物全般, 養蜂, 養魚	<												>	白石市, 蔵王町, 川崎町, 七ヶ宿町, 仙台市, 富谷市, 大和町, 大郷町, 大崎市, 加美町, 色麻町, 栗原市(奥羽山系中山間地帯)	人身被害
ニホンジカ	水稻, 造林木	<												>	石巻市, 女川町, 気仙沼市, 南三陸町	
イノシシ	いも類, 水稻, 筍, 野菜, 飼料作物等農作物全般	<												>	白石市, 角田市, 丸森町, 川崎町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 蔵王町, 仙台市, 岩沼市, 富谷市, 山元町, 亘理町, 大和町, 大郷町, 大崎市, 加美町, 色麻町	
ニホンカモシカ	野菜, 果樹等農作物全般	<												>	七ヶ宿町, 村田町, 加美町	
ハクビシン	野菜, 果樹等農作物全般	<												>	村田町, 七ヶ宿町, 岩沼市, 利府町, 大崎市, 加美町, 色麻町, 東松島市, 登米市	生活環境被害
タヌキ	とうもろこし, とまと, かぼちゃ, きゅうり, 枝豆	<												>	大崎市, 加美町, 色麻町	生活環境被害
ムクドリ															大崎市	生活環境被害
キジ	水稻等	<												>	亘理町	
カワウ	養魚														大崎市, 色麻町	
キツネ	アイガモ, とまと, きゅうり	<												>	大崎市, 加美町	生活環境被害

←.....→ は生活環境被害又は人身被害とする

変更後(新)

変更前(旧)

ロ 鳥獣による被害発生予察表の作成

(イ) 予察表に係る方針等

予察表は、被害発生のおそれのある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害の発生地域・時期を推測したもので、これにより、被害の抑制や効率的な防除措置を行うため活用する。

被害等のおそれがある場合に実施する予察捕獲は、被害が大きく、被害時期が一定しているカルガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、ニュウナイスズメ、ドバト及びキジバト（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りでない。また、ニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲に努めるほか、ニホンジカ、イノシシについては、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を実施する。

(第12表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												主な被害発生地域	備考			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
カルガモ	水稲、豆類	←															魚田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、名取市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、大崎市、色麻町、涌谷町、美里町、栗原市、東松島市、登米市、気仙沼市	
ハシブトガラス ハシボソガラス	水稲、野菜、大豆、穀類等	←															白石市、魚田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、名取市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、栗原市、東松島市、登米市、気仙沼市、南三陸町	生活環境被害（糞害）
スズメ ニュウナイスズメ	水稲、野菜	←															白石市、蔵王町、名取市、岩沼市、富谷市、大崎市、栗原市、東松島市、登米市、気仙沼市、南三陸町	航空機航行障害
ドバト キジバト	水稲、豆類	←															蔵王町、名取市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、大崎市、栗原市、登米市	
ニホンザル	水稲、果樹、穀類、野菜等	←															白石市、魚田市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、山元町、大崎市、加美町	生活環境被害（人家侵入）
ツキノワグマ	果樹、飼料作物、果樹類を中心に農作物全般、養魚、養蜂	←															白石市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、岩沼市、富谷市、利府町、大郷町、大崎市、加美町、色麻町、栗原市	工作物破壊（畜舎） 生活環境被害（電車事故） 人身被害
ニホンジカ	水稲、野菜、造林木	←															岩沼市、加美町、石巻市、女川町、気仙沼市、南三陸町	生活環境被害（自動車事故）
イノシシ	水稲、豆類、イモ類、タケノコ、野菜、飼料作物等農作物全般	←															白石市、魚田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、名取市、岩沼市、富谷市、山元町、利府町、大郷町、大崎市、加美町、色麻町、栗原市、気仙沼市、南三陸町	生活環境被害（道路の掘り返し、自動車事故）
ニホンカモシカ	豆類、雑穀、野菜	←															白石市、村田町	
ハクビシン	雑穀、野菜、果樹	←															白石市、村田町、名取市、岩沼市、山元町、利府町、登米市、南三陸町	生活環境被害（人家侵入）
タヌキ	果樹、野菜	←															岩沼市、名取市、山元町	
キジ	水稲等	←															亘理町	
カワウ	養魚、放流魚	←															蔵王町、川崎町、仙台市、加美町、大崎市、登米市	
アライグマ	果樹類、野菜類	←															山元町	
		←-----→ は生活環境被害、人身被害等、農林水産物以外の被害とする																

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>ハ及び三 (略)</p> <p>ホ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p> (イ) 方針</p> <p> 有害鳥獣捕獲は、野生鳥獣による農林水産業被害、生活環境若しくは自然環境の悪化又は人身への被害が現に生じているか若しくはそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、早急な対応が必要と許可権者が認めた場合や指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りでない。</p> <p> 許可時期は、原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。</p> <p> 鳥獣保護区及び自然公園内等での許可に当たっては、被害状況を十分に調査した上で、慎重に実施するものとし、生息数が少ないなど保護の必要性が高い鳥獣又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。</p> <p> 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、本計画のほか「宮城県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」(平成12年4月1日施行)により基準を定め(許可権限が市町村に移譲されている事務についてはこの限りではない。)、事務の統一化と迅速化を図っているが、野生鳥獣の適正管理を図るため、被害・生息状況を把握し、適正な許可基準となるよう、適宜基準を見直ししていく。また、関係諸機関との連携の下、適切な実施期間の設定や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努める。</p> <p> なお、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的かつ効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。</p> <p> (ロ) 許可対象者</p> <p> 原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者(市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。)とし、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合には第一</p>	<p>③及び④ (略)</p> <p>⑤ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p> 1) 方針</p> <p> 有害鳥獣捕獲は、野生鳥獣による農林水産業被害、生活環境若しくは自然環境の悪化又は人身への被害が現に生じているか若しくはそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、早急な対応が必要と許可権者が認めた場合や指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りでない。</p> <p> 許可時期は、原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。</p> <p> 鳥獣保護区及び自然公園内等での許可に当たっては、被害状況を十分に調査した上で、慎重に実施するものとし、生息数が少ないなど保護の必要性が高い鳥獣又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。</p> <p> 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、本計画のほか「宮城県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」(平成12年4月1日施行)により基準を定め(許可権限が市町村に移譲されている事務についてはこの限りではない。)、事務の統一化と迅速化を図っているが、野生鳥獣の適正管理を図るため、被害・生息状況を把握し、適正な許可基準となるよう、適宜基準を見直ししていく。また、関係諸機関との連携の下、適切な実施期間の設定や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努める。</p> <p> なお、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的かつ効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。</p> <p> <u>狩猟免許を有しない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は許可することができるものとする。</u></p>

種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者），銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし，銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって，次の①から④のいずれかの場合に該当するときは，それぞれ，狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

① 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより，アライグマ，ハクビシン，ハシブトガラス，ハシボソガラス，ドバト，キジバト等の鳥獣を捕獲する場合であって，次に掲げる場合

(i) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で，当該敷地内において捕獲する場合

(ii) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって，1日1回以上の見回りを実施する等，錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

② 被害を防止する目的で，巣の撤去等に伴ってハシブトガラス，ハシボソガラス，ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

③ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において，囲いわなを用いてイノシシ，ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

④ 法人に対する許可であって，以下の(i)から(iv)の条件を全て満たす場合
(i) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

ア 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより，アライグマ，ハクビシン，カラス，ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合で，住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該敷地内において捕獲する場合，又は農林業被害防止の目的で農林業者自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって，1日1回以上の見回りを実施する等，錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において，囲いわなを用いてイノシシ，ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

また，捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるようにするものとする。さらに，有害鳥獣捕獲に当たっては，被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され，それに必要な人数となるようにするものとする。

なお，法人に対する許可に当たっては，その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任することとする。ただし，銃器の使用以外の方法による場合であって，従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ，かつ，当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術，安全性等が確保されていると認められる場合は，従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合，当該免許を受けていない者は，当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は，地域の関係者と十分な調整を図り，有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。また，法人に対しては，指揮監督の適正を期するため，それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに，従事者の台帳を整備するよう指導するものとする。

- | | |
|---|--|
| <p><u>(ii) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術，安全性等が確保されていると認められること</u></p> <p><u>(iii) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと</u></p> <p><u>(iv) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること</u></p> | |
|---|--|

変更後(新)

変更前(旧)

2) 許可基準

許可権者	区分	鳥獣名	許可基準				備考		
			許可対象者	頭数	期間	区域		方法	
県	特定外来生物(哺乳類及び鳥類)		<ul style="list-style-type: none"> 被害者 被害者若しくは市町村農作物有害鳥獣対策協議会等から依頼された個人若しくは法人(法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を含む。) 	制限しない(捕獲可能な最大の数)	1年以内	被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とする。ただし、規則第7条第1項第7号ハからチまでに掲げる区域は、原則として許可しない(特に必要が認められる場合は、この限りでない。)。	従来の実績を考慮し、最も効果のあるものとする。ただし、規則第10条第3項各号に規定する猟法(第8号を除く。)は、原則として許可しない。また、食肉目クマ科クマ属の捕獲に用いるわなは、箱わなに限る。ただし、口頭による緊急捕獲許可及び捕獲個体を止めさしする場合には銃器の使用を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村鳥獣被害防止計画の許可権限移譲事項に記載されている鳥獣については、当該市町村に権限移譲 事務処理の特例に関する条例第2条の表34の5により、一部市町村に権限移譲 市町村に権限移譲されている鳥獣以外の鳥獣 	
	第二種特定鳥獣	ニホンジカ		必要な最小限の数	30日以内				1年以内
		ツキノワグマ			30日以内				
	市町村鳥獣被害防止計画対象鳥獣(特定外来生物(哺乳類及び鳥類)及び第二種特定鳥獣を除く。)				6ヶ月以内				
	その他の鳥獣								
	鳥類の卵の採取								
市町村	第二種特定鳥獣	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害者 被害者若しくは市町村農作物有害鳥獣対策協議会等から依頼された個人若しくは法人(法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を含む。) 	制限しない(捕獲可能な最大の数)	1年以内	被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とする。ただし、規則第7条第1項第7号ハからチまでに掲げる区域は、原則として許可しない(特に必要が認められる場合は、この限りでない。)。	従来の実績を考慮し、最も効果のあるものとする。ただし、規則第10条第3項各号に規定する猟法(第8号を除く。)は、原則として許可しない。また、食肉目クマ科クマ属の捕獲に用いるわなは、箱わなに限る。ただし、口頭による緊急捕獲許可及び捕獲個体を止めさしする場合には銃器の使用を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理の特例に関する条例第2条の表34の4により、一部の鳥獣は市町村に権限移譲(※1) 各市町村鳥獣被害防止計画の許可権限移譲事項に記載されている鳥獣については、当該市町村に権限移譲 	
		ニホンザル		必要な最小限の数	30日以内				
	市町村鳥獣被害防止計画対象鳥獣(特定外来生物(哺乳類及び鳥類)及び第二種特定鳥獣を除く。)								
	その他の鳥獣								

※1 スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、キジバト、ドバト、ゴイサギ、ノイヌ、ノネコ、ニホンザル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ及びハクビシン

変 更 後 (新)

変 更 前 (旧)

(ハ) 許可基準

(第13表)

許可権者	区分	鳥獣名	許可基準				備考	
			許可対象者	頭数	期間	区域		方法
県	特定外来生物（哺乳類及び鳥類）	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者 ・被害者若しくは市町村農作物有害鳥獣対策協議会等から依頼された個人若しくは法人（法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣 捕獲等事業者を含む。） 	制限しない （捕獲可能な最大の数）	1年以内	被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とする。ただし、規則第7条第1項第7号ハからチまでに掲げる区域は、原則として許可しない（特に必要が認められる場合は、この限りでない。）。	従来の実績を考慮し、最も効果のあるものとする。ただし、規則第10条第3項各号に規定する猟法（第8号を除く。）は、原則として許可しない。また、食肉目クマ科クマ属の捕獲に用いるわなは、箱わなに限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村鳥獣被害防止計画の許可権限移譲事項に記載されている鳥獣については、当該市町村に権限移譲 ・事務処理の特例に関する条例第2条の表34の4により、一部市町村に権限移譲 ・市町村に権限移譲されている鳥獣以外の鳥獣
	第二種特定鳥獣			ツキノワグマ	必要な最小限の数			
	市町村鳥獣被害防止計画対象鳥獣（特定外来生物（哺乳類及び鳥類）及び第二種特定鳥獣を除く。）				1年以内			
	その他の鳥獣				30日以内			
	鳥類の卵の採取（同時に同種の雛を捕獲する場合を含む。）				6ヶ月以内			
市町村	第二種特定鳥獣	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者若しくは市町村農作物有害鳥獣対策協議会等から依頼された個人若しくは法人（法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣 捕獲等事業者を含む。） 	制限しない （捕獲可能な最大の数）	1年以内	被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とする。ただし、規則第7条第1項第7号ハからチまでに掲げる区域は、原則として許可しない（特に必要が認められる場合は、この限りでない。）。	従来の実績を考慮し、最も効果のあるものとする。ただし、規則第10条第3項各号に規定する猟法（第8号を除く。）は、原則として許可しない。また、食肉目クマ科クマ属の捕獲に用いるわなは、箱わなに限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の特例に関する条例第2条の表34の3により、一部の鳥獣は市町村に権限移譲（※1） ・各市町村鳥獣被害防止計画の許可権限移譲事項に記載されている鳥獣については、当該市町村に権限移譲
		ニホンザル		必要な最小限の数				
	市町村鳥獣被害防止計画対象鳥獣（特定外来生物（哺乳類及び鳥類）及び第二種特定鳥獣を除く。）				1年以内			
	その他の鳥獣				30日以内			

※1 スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、キジバト、ドバト、ゴイサギ、ノイヌ、ノネコ、ニホンザル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ及びハクビシン

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
② (略)	⑥ (略)

変更後(新)

変更前(旧)

5 その他特別の事由の場合

捕獲の目的	許可基準					備考
	許可対象者	獣の種類・員数	期間	区域	捕獲方法	
公共施設等の展示	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数	6か月以内	原則として法第11条の区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。	原則として、法第12条で禁止されている猟具、猟法は認めない。ただし、ほかの方法がなく、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。	
養殖している鳥の過度の近親交配の防止	鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類及び過度の近親交配の防止に必要な数	6か月以内	県の区域内（法第11条の区域を除く。）	わな、網、手捕	
その他特別な事由	捕獲の目的に応じて個々のケースごとに判断する。 なお、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲は、学術研究に準じて取り扱う。					

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>5 その他特別の事由の場合</p> <p><u>それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的</u></p> <p>イ <u>許可対象者</u> 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。</p> <p>ロ <u>鳥獣の種類・数</u> 展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）。</p> <p>ハ <u>期間</u> 6か月以内。</p> <p>ニ <u>区域</u> 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。</p> <p>ホ <u>方法</u> 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。</p> <p><u>(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的</u></p> <p>イ <u>許可対象者</u> 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。</p> <p>ロ <u>鳥獣の種類・数</u> 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。</p> <p>ハ <u>期間</u> 6か月以内。</p> <p>ニ <u>区域</u> 県の区域内（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>ホ <u>方法</u> 網、わな又は手捕。</p> <p><u>(3) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的</u></p> <p>イ <u>許可対象者</u> 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。</p>	

ロ 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

ハ 期間

30日以内。

ニ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

ホ 方法

禁止猟法は認めない。

(4) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

6 その他、鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(1) 捕獲許可した者への指導

イ 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設し、山野に放置することのないよう指導する。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）

豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。また、県は捕獲実施主体が行う防疫措置の作業負担を軽減するための施策や補助について、必要な情報提供を行うよう努める。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個

6 その他、鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(1) 捕獲許可した者への指導

① 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設し、山野に放置することのないよう指導する。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）さらに、捕獲物等が鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導する。また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法とする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合

体であることを明確にさせる。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法とする。

さらに、錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は鳥獣保護管理法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し適切に対応するよう努めることとする。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマやカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマやカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築

があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し適切に対応するよう努めることとする。

② 捕獲等の実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を徹底させる。また、わなの使用に当たっては、次の事項について指導する。

1) 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日、許可番号、捕獲目的及び許可有効期間を記載した標識の装着等を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

2) ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

③ 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、捕獲個体に関する情報の収集を求めるとし、保護及び管理のための基礎資料として活用を図る。

及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。
なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。
また県は市町村等が行う錯誤捕獲防止対策に対し、活用できる事例や補助事業等の情報提供に努める。

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>(5) 許可権限の市町村長への移譲</p> <p>知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、<u>事務処理の特例に関する条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、適切に市町村長に移譲され、第二種特定鳥獣管理計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に移譲する場合等、移譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。</u></p> <p>知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に移譲する場合は、法、規則、基本指針及び本計画に従った適切な業務の施行並びに知事に対する許可事務の執行状況の報告が行われるよう指導する。</p> <p>なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。</p> <p>(6) 及び (7) (略)</p>	<p>(2) 許可権限の市町村長への委譲</p> <p>知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、<u>当該種の生息数及び分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護及び管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、第二種特定鳥獣管理計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。また、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び本計画に従った適切な業務の施行並びに知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう指導する。</u></p> <p>なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。</p> <p>(3) 及び (4) (略)</p>

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>第5 特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域及び猟区に関する事項</p> <p>1 特定猟具使用禁止区域の指定</p> <p>(1) 方針</p> <p>特定猟具使用禁止区域(銃)(旧銃猟禁止区域)については、出猟者と住民の接する機会が多い地域、また見通しが悪く事故発生の危険が高い地域等について、その指定に努めてきた結果、第12次鳥獣保護管理事業計画終了時で79か所44,390haが指定され、銃猟による危険の未然防止に重要な役割を果たしてきた。本計画期間内においては、指定期間の満了する地域の更新を行うとともに、都市近郊の住宅地が拡大傾向にあることや県民の自然志向の高まりを背景に、野外レクリエーション活動の活発化が予想されることから、これら多くの住民が集合する地域を随時必要に応じて指定する。</p> <p>特定猟具使用禁止区域(わな)については、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所その他わな猟による事故発生のおそれが高い地域を指定の対象とする。</p> <p>本計画期間内においては、市町村、県猟友会等関係機関を通じて該当箇所の把握を行うとともに、必要に応じて指定する。</p>	<p>第5 特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域及び猟区に関する事項</p> <p>1 特定猟具使用禁止区域の指定</p> <p>(1) 方針</p> <p>特定猟具使用禁止区域(銃)(旧銃猟禁止区域)については、出猟者と住民の接する機会が多い地域、また見通しが悪く事故発生の危険が高い地域等について、その指定に努めてきた結果、第11次鳥獣保護管理事業計画終了時で79か所44,390haが指定され、銃猟による危険の未然防止に重要な役割を果たしてきた。本計画期間内においては、指定期間の満了する地域の更新を行うとともに、都市近郊の住宅地が拡大傾向にあることや県民の自然志向の高まりを背景に、野外レクリエーション活動の活発化が予想されることから、これら多くの住民が集合する地域を随時必要に応じて指定する。</p> <p>特定猟具使用禁止区域(わな)については、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所その他わな猟による事故発生のおそれが高い地域を指定の対象とする。</p> <p>本計画期間内においては、市町村、県猟友会等関係機関を通じて該当箇所の把握を行うとともに、必要に応じて指定する。</p>

変 更 後 (新)

変 更 前 (旧)

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

	既指定特定猟具禁止区域 (A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域 (再指定を含む。)						本計画期間に区域拡大する特定禁止区域					
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計(B)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 79	2	6	8	1	1	18						
	面積 44,390ha	76	2,500	1,176	16	28	3,796						

	本計画期間に区域減少する特定猟具禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具禁止区域 (再指定を含む。)						計画期間中の増減 (減:△)*	計画終了時の特定猟具禁止区域**
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計(D)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域							3	5	8	1	1	18		79
							389	2,187	1,176	16	28	3,796		44,390ha

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

変 更 後 (新)

変 更 前 (旧)

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第15表)

	既指定特定猟具禁止区域 (A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域 (再指定を含む。)							本計画期間に区域拡大する特定禁止区域					
		R4年度	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4年度	R5	R6	R7	R8	計(C) ※3	
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	79	5	3	2	3	3	16	1					
	面積	44,390ha	1,528	222	1,022	434	434	3,640	66					

(第16表)

	本計画期間に区域減少する特定猟具禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具禁止区域(再指定を含む。)						計画期間中の増減 (減:△) ※1	計画終了時の特定猟具禁止区域※2
	R4年度	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4年度	R5	R6	R7	R8	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						5	3	2	3	3	16		79
	面積						1,528	228	1,022	398	434	3,610	30	44,420ha

※1) 箇所数については (B)-(E)、面積については (B)+(C)-(D)-(E)

※2) 箇所数については (A)+(B)-(E)、面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

※3) (C) においては、計画期間内に再指定する箇所なので、※2の計算式にはあてはめない

変 更 後 (新)						変 更 前 (旧)				
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳										
	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
年 度	特定猟具禁止区域 指定所在地	特定猟具禁止区域 名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	特定猟具 禁止区域 指定所在 地	特定猟具 禁止区域 名称 (特 定猟具名)	指定 面積	指定 期間	備考
平成29年度	山元町	深山自然観察路(銃)	43	20年間	再指定	計		-	-	
		水神沼(銃)	33	20年間	再指定					
	計	2箇所	76							
平成30年度	登米市・栗原市	迫西部(銃)	313	20年間	再指定	計		-	-	
	丸森町	松ヶ房ダム(銃)	666	20年間	再指定					
	山元町	田中ため池(銃)	9	20年間	再指定					
	気仙沼市	舞根湾(銃)	16	20年間	再指定					
	登米市	米谷(銃)	7	20年間	再指定					
	石巻市	河南(銃)	1,489	20年間	再指定					
	計	6箇所	2,500							
令和元年度	角田市	角田・阿武隈川(銃)	436	20年間	再指定	計		-	-	
	大河原町・村田町	荒川(銃)	201	20年間	再指定					

	柴田町	剣塚(銃)	20	20年間	再指定	計	-	-	
		槻木(銃)	85	20年間	再指定				
	大郷町	大松沢(銃)	42	20年間	再指定				
	加美町・色麻町	鳴瀬川上流(銃)	154	20年間	再指定				
	大崎市・加美町	上狼塚(銃)	160	20年間	再指定				
	加美町	荒沢(銃)	78	20年間	再指定				
	計	8箇所	1,176						
令和2年度	亘理町	境堤(銃)	16	20年間	再指定	計	-	-	
	計	1箇所	16						
令和3年度	丸森町	金山(銃)	28	20年間	再指定	計	-	-	
	計	1箇所	28						

変更後(新)

変更前(旧)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第17表)

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
令和4年度	岩沼市	岩沼阿武隈川(銃)	26	20年間	再指定					
	加美町	麓(銃)	194	20年間	再指定					
	大崎市	鹿島台(銃)	343	20年間	再指定					
	大崎市	下伊場野	66	令和7年度再指定まで	区域拡大			-	-	
	美里町 大崎市	小牛田(銃)	948	20年間	再指定					
	登米市	新山(銃)	17	20年間	再指定					
			6箇所	1,594						
令和5年度	大郷町	手樽(銃)	8	20年間	再指定					
	栗原市	一迫(銃)	56	20年間	再指定			-	-	
	気仙沼市	面瀬(銃)	158	20年間	再指定					
	計	3箇所	222							
令和6年度	名取市	広浦(銃)	368	20年間	再指定					
	東松島市	矢本(銃)	654	20年間	再指定			-	-	
	計	2箇所	1,022							
令和7年度	大崎市	下伊場野(銃)	66	20年間	再指定					
	栗原市	有壁(銃)	180	20年間	再指定			-	-	
	登米市	西郡(銃)	188	20年間	再指定					
	計	3箇所	434							
令和8年度	仙台市	茂庭団地(銃)	88	20年間	再指定					
	山元町	中浜区(銃)	324	20年間	再指定			-	-	
	登米市	海上連(銃)	22	20年間	再指定					
	計	3箇所	434							

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
2 指定猟法禁止区域 (1) 方針 (略)	2 指定猟法禁止区域 (1) 方針 (略)

変更後(新)

変更前(旧)

(2) 指定猟法禁止区域指定計画

	既指定猟法禁止区域(A)	本計画期間に指定する指定猟法禁止区域 (再指定を含む。)	本計画期間に区域拡大する指定猟法禁止区域											
			H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計(B)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計(C)
鳥獣を保護するための区域	箇所 75	箇所 1	1	1	1	1	1	5						
	面積 27,200ha	変動面積 ha 8,537	8,537	8,537	8,537	8,537	8,537	42,685						

(3) 指定猟法禁止区域指定内訳

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積(ha)	存続期間	備考
平成29年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	平成29年度	期間更新
平成30年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	平成30年度	期間更新
令和元年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和元年度	期間更新
令和2年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和2年度	期間更新
令和3年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和3年度	期間更新
計		5 箇所	42,685		

変 更 後 (新)

変 更 前 (旧)

(2) 指定猟法禁止区域指定計画

(第18表)

	既指定猟法 禁止区域(A)		本計画期間に指定する指定猟法禁止区域 (再指定を含む。)						本計画期間に区域拡大する指定猟法禁止区域						
			R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	計(B)	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	計(C)	
鳥獣を保護す るための区域	箇所	75	箇所	1	1	1	1	1	5						
	面積	27,200ha	変動面積	8,537	8,537	8,537	8,537	8,537	42,685						

(3) 指定猟法禁止区域指定内訳

(第19表)

年 度	指定猟法の種類	区域名称	面積(ha)	存続期間	備 考
令和4年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和4年度	期間更新
令和5年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和5年度	期間更新
令和6年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和6年度	期間更新
令和7年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和7年度	期間更新
令和8年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和8年度	期間更新
計		5箇所	42,685		

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 1及び2 (略)</p> <p>3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針 (1)及び(2) (略)</p>	<p>第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 1及び2 (略)</p> <p>3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針 (1)及び(2) (略)</p>

変更後(新)

変更前(旧)

(3) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成28年度	地域個体群の管理と農業・生活被害防止を両立させ、人とニホンザルとの良好な関係を再構築する。	ニホンザル	平成29年度から令和3年度まで	仙台市、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、山元町、加美町	第四期計画
平成28年度	地域個体群の管理と人身・農林水産業被害防止を両立させ、人とツキノワグマとの共存を図る。	ツキノワグマ	平成29年度から令和3年度まで	県内全域 (重点地域を指定)	第三期計画
平成28年度	地域個体群の生息密度を適正に管理し農林業被害と自然生態系の攪乱を防止し、人とニホンジカとの共存を図る。	ニホンジカ	平成29年度から令和3年度まで	県内全域 (金華山を除く)	第三期計画 【平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施】
平成28年度	生息数及び分布域の拡大を抑制し、農業被害防止を図る。	イノシシ	平成29年度から令和3年度まで	県内全域 (重点地域を指定)	第三期計画 【平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施】

(4) (略)

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

(1) (略)

変更後(新)

変更前(旧)

(3) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

(第20表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度	地域個体群の管理と農業・生活被害防止を両立させ、人とニホンザルとの良好な関係を再構築する。	ニホンザル	令和4年度から 令和8年度まで	仙台市, 白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 川崎町, 丸森町, 山元町, 加美町	第五期計画
令和3年度	地域個体群の管理と人身・農林水産業被害防止を両立させ、人とツキノワグマとの共存を図る。	ツキノワグマ	令和4年度から 令和8年度まで	県内全域 (重点区域, 計画区域及び観察区域に区分)	第四期計画
令和3年度	地域個体群の生息密度を適正に管理し農林業被害と自然生態系の攪乱を防止し、人とニホンジカとの共存を図る。	ニホンジカ	令和4年度から 令和8年度まで	県内全域(金華山を除く。また, 原住区域, 拡大区域A, 拡大区域B, 進出抑制区域及び警戒区域に区分)	第三期計画 【平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施】
令和3年度	生息数及び分布域の拡大を抑制し、農業被害防止を図る。	イノシシ	令和4年度から 令和8年度まで	県内全域 (重点区域及び警戒区域に区分)	第四期計画 【平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施】

(4) (略)

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

(1) (略)

変 更 後 (新)						変 更 前 (旧)					
(2) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域 (第21表)						(2) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域					
計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考	計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
第二種特定鳥獣管理計画期間	第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	各年度	第二種特定鳥獣管理計画の対象区域 (ただし、ツキノワグマにおいては警戒区域及び観察区域、ニホンジカ及びイノシシにおいては警戒区域を除く)		第二種特定鳥獣管理計画期間	第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	各年度	第二種特定鳥獣管理計画の対象区域	
<p>第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 (1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 希少鳥獣保護調査 宮城県レッドリスト及びレッドデータブックの定期的な更新と震災後の状況の変化を継続的に把握するための調査を実施する。 (第22表)</p>						<p>第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査 (1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 希少鳥獣保護調査 宮城県レッドデータブックの定期的な更新と震災後の状況の変化を継続的に把握するための調査を実施する。</p>					
対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容		調査地域	調査時期	対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容		調査地域	調査時期
希少野生動物種	毎年度	希少野生動物の生息状況等に関する情報を、現地調査や文献調査により収集し、情報解析を行う。		県内全域	通年	希少野生動物種	平成29年度から令和3年度まで	希少野生動物の生息状況等に関する情報を、現地調査や文献調査により収集し、情報解析を行う。		県内全域	通年
(4) から (6) まで (略)						(4) から (6) まで (略)					

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>3 法に基づく諸制度の運用状況調査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 捕獲等情報収集調査</p> <p>法に基づいて行われる捕獲（<u>登録狩猟</u>，許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては，捕獲を行った者から，<u>法令に基づき</u>，<u>捕獲場所</u>，<u>鳥獣種別捕獲数</u>，<u>処置の概要</u>を報告させているほか，必要に応じ<u>捕獲年月日</u>，<u>捕獲個体の性別</u>，<u>捕獲個体の幼獣・成獣の別</u>，<u>捕獲努力量</u>，<u>目撃数等</u>も報告させる。特に，指定管理鳥獣については，収集した捕獲等の情報から，単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や個体数の推定等を行い，生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。また，<u>錯誤捕獲については</u>，特に許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に対して，<u>錯誤捕獲の実態の報告を</u>求めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>3 法に基づく諸制度の運用状況調査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 捕獲等情報収集調査</p> <p>法に基づいて行われる捕獲（<u>狩猟</u>，許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）については，捕獲を行った者から，<u>捕獲年月日</u>，<u>捕獲の位置情報</u>，<u>目撃数等</u>から収集すべき基本的な項目を定め，報告させる。特に，指定管理鳥獣については，<u>これらの結果から</u>，単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や個体数の推定等を行い，生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。また，<u>捕獲に従事する者に対して</u>，<u>錯誤捕獲の実態を可能な限り報告させる</u>。</p> <p>(3) (略)</p>

変更後(新)

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) (略)

(2) 設置計画 (第26表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 (環境生活部自然保護課野生生物保護課)	5	1	6	5	1	6	野生鳥獣の保護及び管理方針の策定等
うち専門的知見を有する職員							
出先 (地方振興事務所(地域事務所)林業振興部森林管理班, 森林整備班)	7	20	27	7	20	27	有害鳥獣捕獲許可, 傷病鳥獣救護等
うち専門的知見を有する職員							

(3) 研修計画

(第27表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物研修	環境省	5月中旬	1回	全国	1人	法令等鳥獣行政一般	本庁担当職員
特定鳥獣保護管理研修	環境省	10月中旬	1回	全国	1人	特定鳥獣の保護管理技術	本庁担当職員
狩猟免許事務担当職員研修	県	5月下旬	1回	全県	14人	狩猟免許事務	事務所担当職員
市町村鳥獣保護管理担当者研修	県	4月下旬	7回	ブロック	50人	法令・狩猟行政一般	市町村担当者
ガンカモ類生息状況調査研修会	県	10月中旬	1回	全県	20人	調査方法・鳥類識別技術	事務所担当職員
傷病救護研修会	県	2月中旬	1回	全県	30名	傷病救護対応技術	事務所担当職員

2 鳥獣保護管理員(自然保護員)

(1) (略)

(2) 設置計画

(第28表)

基準設置数	令和3年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)	充足率(C/A)
71人	77人	108.9%	-人	-人	-人	-人	-人	77人	108.9%

(3) (略)

変更前(旧)

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) (略)

(2) 設置計画

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 (環境生活部自然保護課)	5	1	6	5	1	6	野生鳥獣の保護及び管理方針の策定等
うち専門的知見を有する職員							
地方機関 (地方振興事務所林業振興部(又は農林振興部))	8	21	29	8	21	29	有害鳥獣捕獲許可, 傷病鳥獣救護等
うち専門的知見を有する職員							

(3) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物研修	環境省	5月中旬	1回	全国	1人	法令等鳥獣行政一般	本庁担当職員
特定鳥獣保護管理研修	環境省	10月中旬	1回	全国	1人	特定鳥獣の保護管理技術	本庁担当職員
狩猟免許事務担当職員研修	県	6月下旬	1回	全県	14人	狩猟免許事務	事務所担当職員
市町村鳥獣保護管理担当者研修	県	4月下旬	7回	ブロック	50人	法令・狩猟行政一般	市町村担当者

2 鳥獣保護管理員

(1) (略)

(2) 設置計画

基準設置数	平成28年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	計(C)	充足率(C/A)
71人	77人	108.9%	-人	-人	-人	-人	-人	77人	108.9%

(3) (略)

(4) (略)

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 及び (2) (略)

(3) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策

有害鳥獣捕獲の実施を支えている狩猟者については、わな猟免許の取得者が増えたことにより、総数は微増に転じたものの、銃猟免許の所持者の減少傾向は変わらないことから、引き続き狩猟の意義、狩猟免許の取得方法等の広報活動をホームページ等を利用して行うとともに、狩猟免許試験の土・日曜日の実施や、要望のある市町村への出張開催などにより、受験者の利便性向上に努める。また、県猟友会と連携して、新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等を対象に開催している新人ハンター養成講座や狩猟免許取得から概ね7年程度のいわゆる狩猟初心者の狩猟技能向上を図る新米ハンターレベルアップ講座など、狩猟に関する教習体制の拡充を図るよう努める。

さらに、県猟友会員や市町村を対象に、実施している有害鳥獣捕獲の担い手確保のための事業についても内容を検証し、見直しを図りながら継続して取り組んでいく。

(4) (略)

4から6 (略)

(4) (略)

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 及び (2) (略)

(3) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策

有害鳥獣捕獲の実施を支えてきた狩猟者については、わな猟免許の取得者が増えたことにより、総数は微増に転じたものの、銃猟免許の所持者の減少傾向は変わらないことから、引き続き狩猟の意義、狩猟免許の取得方法等の広報活動をホームページ等を利用して行うとともに、狩猟免許試験の土・日曜日の実施や、要望のある市町村へ出張開催などにより、受験者の利便性向上に努める。また、県猟友会と連携して、新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等を対象に開催している新人ハンター養成講座を見直すなど、狩猟に関する教習体制の拡充を図るよう努める。

さらに、県猟友会員や市町村を対象に、実施している有害鳥獣捕獲の担い手確保のための事業についても内容を検証し、見直しを図りながら継続して取り組んでいく。

(4) (略)

4から6 (略)

変 更 後 (新)	変 更 前 (旧)
<p>第9 その他</p> <p>1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題</p> <p>本県においては、都市部郊外の開発の進行により、人の生活圏と野生鳥獣の生息圏域が近接しており、また、高齢化や過疎化に伴う農村環境の変化、狩猟者の減少・高齢化などの影響により、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシなどによる農林水産業被害等が恒常的に発生し、生息域も拡大している。</p> <p>これまで、被害防除対策、有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業等が行われ、一定の効果は挙げられているものの、被害は拡大傾向にあり、科学的な調査に基づくデータの分析と長期的視点に立った保護及び管理が一層求められている。また、これら野生鳥獣の保護及び管理に従事する専門家の育成及び狩猟者の確保対策等も引き続き重要な課題である。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、一部の野生鳥獣の肉から国の基準を超える放射性物質が検出され、<u>イノシシ肉、ツキノワグマ肉及びニホンジカ肉の出荷制限指示（ニホンジカ肉については一部解除）</u>が出されていることから、その解除に向けたデータ収集のため、今後も継続的な調査の実施が必要である。</p> <p>2 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (第4の1～項目を移記し再構成)</p>	<p>第9 その他</p> <p>1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題</p> <p>本県においては、都市部郊外の開発の進行により、人の生活圏と野生鳥獣の生息圏域が近接しており、また、高齢化や過疎化に伴う農村環境の変化、狩猟者の減少・高齢化などの影響により、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシなどによる農林水産業被害等が恒常的に発生し、生息域も拡大している。</p> <p>これまで、被害防除対策、有害鳥獣捕獲及び特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整が行われ、一定の効果は挙げられているものの、被害は拡大傾向にあり、科学的な調査に基づくデータの分析と長期的視点に立った保護及び管理が一層求められている。また、これら野生鳥獣の保護及び管理に従事する専門家の育成及び狩猟者の確保対策等も引き続き重要な課題である。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、一部の野生鳥獣の肉から国の基準を超える放射性物質が検出され、<u>イノシシ肉及びツキノワグマ肉の出荷制限指示</u>が出されていることから、その解除に向けたデータ収集のため、今後も継続的な調査の実施が必要である。</p> <p>2 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方</p> <p>(1) 希少鳥獣</p> <p>希少野生生物の生息状況や分布域などについて、きめ細かな情報を収集するため、県民及び広範な関係者から情報提供を受けることができる希少種情報データベースを整備し、希少野生生物種の保護対策に資する情報収集体制を構築する。また、宮城県レッドデータブックを定期的に改訂し、県民の自然保護意識の高揚を図りながら、貴重な野生生物の生息地の保全及び種の保護保全について、県民の理解と協力を求めていく。</p> <p>加えて、宮城県レッドデータブック等で絶滅のおそれがある野生生物のうち、特に保護を図る必要がある種について、その捕獲、採取等を規制しこれらを保護するため、希少野生生物種の保護・種の保存に関する条例又は指針等を制定し、生息区域の保全を図るなど、希少野生生物種の保護及び保全に向けた具体的取組を行う。</p> <p>希少猛禽類の保護対策については、平成28年1月に取りまとめた「宮城県猛禽類生息状況調査報告書」を活用するとともに、イヌワシ、クマタカ及びオオタカの3種を中心に、引き続き県内の生息状況、繁殖実績等の情報収集に努める。また、希少猛禽類の繁殖に影響を及ぼす可能性がある開発行為に対しては、「猛禽類保護の進め方(改定版)」(環境省編)に基づき指導や専門家の紹介等を行う。さらに、生息環境の維持改善(鉛中毒事故の防止を含む。)、傷病猛禽類の保護及び治療並びに人工増殖への活用等を実施する。</p> <p>(2) 狩猟鳥獣</p> <p>長期にわたり狩猟鳥獣として種を維持するため、狩猟で適正な捕獲が行われるよう指導するとともに、生息数の減少が認められる狩猟鳥獣については、<u>鳥獣保護管理員</u>の協</p>

力を得ながらモニタリング調査を行う。また、農林水産業や生活環境に被害を及ぼす狩猟鳥獣については、狩猟者と地域住民との連携・協力等を推進し、捕獲も含めた管理・被害防除策をより一層強力に進める。

(3) 外来鳥獣等

外来生物法を遵守し、特に特定外来生物として指定される種については、飼育・販売・輸入等の規制があることを周知するとともに、動物愛護担当課と連携し、生態系、人の生命・身体及び農林水産業に悪影響を与える可能性のあるペット等の逸走について、速やかに対応する。

(4) 指定管理鳥獣

指定管理鳥獣の効果的な捕獲等を実施するため、第二種特定鳥獣管理計画を踏まえて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、同事業を実施する。

なお、指定管理鳥獣の効果的な捕獲等をするため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。また、指定管理鳥獣の適切な管理のため、個体数推定等を実施して、県内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、生活環境、農林業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

さらに、市町村が「鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図るなど、関係機関の連携についても配慮する。

(5) 一般鳥獣

ハクチョウ類等非狩猟鳥獣については錯誤捕獲がないよう、県職員や鳥獣保護管理員が巡視するとともに、水鳥については鉛中毒死を防止するため指定猟法禁止区域の管理を徹底するなど、一般鳥獣の保護に努める。

3 (略)

4 傷病鳥獣救護への対応

(1) (略)

(2) 体制及び傷病鳥獣個体の措置

次に記載のほか、「宮城県傷病野生鳥獣救護ガイドライン」（平成26年4月改定）によるものとする。

① (略)

② (略)

③ その他

2 (略)

3 傷病鳥獣救護への対応

(1) (略)

(2) 体制及び傷病鳥獣個体の措置

次に記載のほか、「宮城県傷病野生鳥獣救護ガイドライン」（平成26年4月改定）によるものとする。

イ (略)

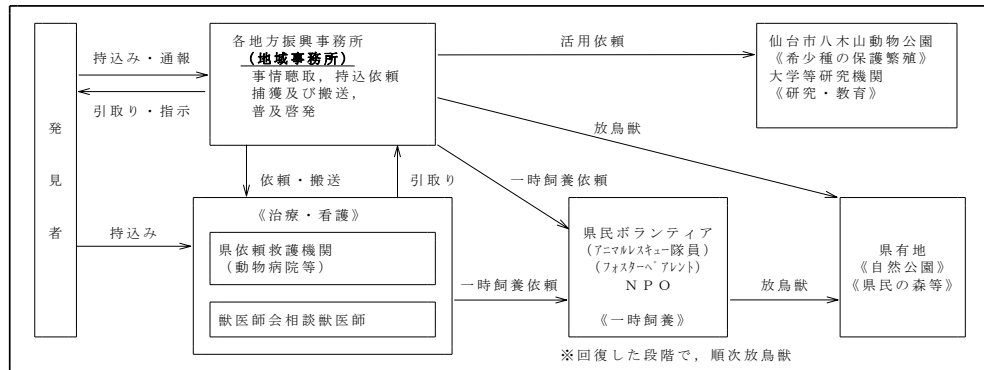
ロ (略)

△ その他

野生復帰の困難な個体のうち、希少鳥獣については仙台市八木山動物公園の協力による人工増殖への活用を図り、その他の鳥獣についてはボランティアによる長期飼養及び大学等研究機関における活用を検討する。

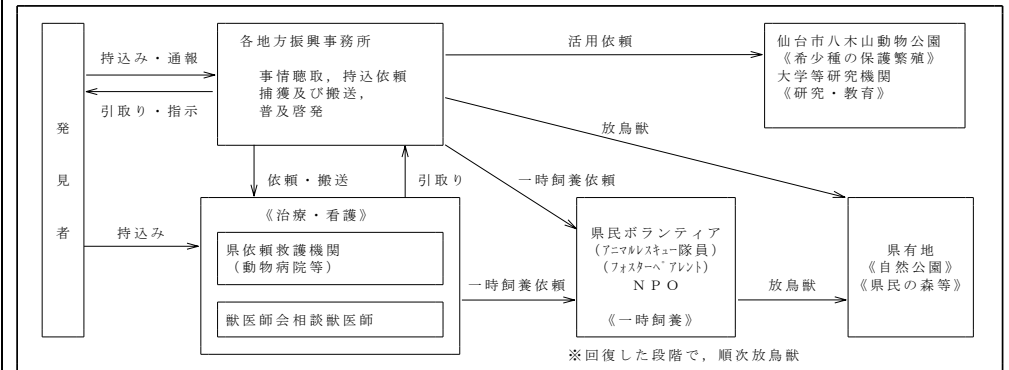
さらに、県民が自発的に傷病鳥獣救護に参加できるよう、野生鳥獣の基本的な取扱い方（雛及び出生直後の幼獣への対処、保定方法、感染症対策等）についての普及啓発に努める。特に、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう県ホームページなどの広報媒体を通じて県民に周知徹底を図る。

(第34表)



野生復帰の困難な個体のうち、希少鳥獣については仙台市八木山動物公園の協力による人工増殖への活用を図り、その他の鳥獣についてはボランティアによる長期飼養及び大学等研究機関における活用を検討する。

さらに、県民が自発的に傷病鳥獣救護に参加できるよう、野生鳥獣の基本的な取扱い方（雛及び出生直後の幼獣への対処、保定方法、感染症対策等）についての普及啓発に努める。特に、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう
_____ 県民に周知徹底を図る。



4 (略)

5 感染症への対応

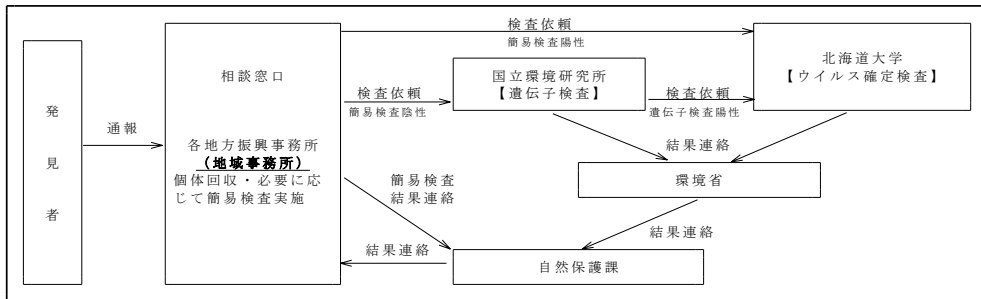
(1) 高病原性鳥インフルエンザについて

人獣共通感染症である高病原性鳥インフルエンザの発生は、人や家きんへの影響のみならず、国内希少野生鳥類への影響も懸念されるため、ウイルスの早期発見及び拡散防止を目的とした調査を実施する。野鳥の不審死など高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる場合には、鳥インフルエンザウイルスの簡易検査を行ったのち、陰性の場合には国立環境研究所にて遺伝子検査が実施される。簡易検査及び遺伝子検査の結果、より詳細な検査が必要となった場合には、北海道大学にて確定検査が実施される。また、鳥インフルエンザウイルスの県内への侵入を早期発見するために、ガンカモ類の新鮮な糞便を採取し、国立環境研究所においてウイルス保有状況調査を行う。

なお、鳥インフルエンザが発生し、又は発生するおそれがある場合には、知事を本部長とする「宮城県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部」(農政部所管)が設置され、防疫対策や家畜の安全・衛生対策等が実施される。

平時においては、野鳥への給餌により感染の拡大又は伝播につながらないように、県ホームページへの情報掲載により県民に対し注意を喚起する。

(第35表)



(2) 豚熱 (CSF) について

豚、イノシシのウイルス性熱性伝染病で、国内では平成30年9月に26年ぶりに発生が確認された。県内では、イノシシで令和3年6月から多くの感染・死亡個体が発見され、同年12月には養豚場で感染が確認された。

県や市町村などの捕獲従事者等が、主にイノシシ生息地域で業務に従事する際は、県農政部で作成された「【宮城版】豚熱・アフリカ豚熱対策としての野生イノシシの捕獲等

5 (略)

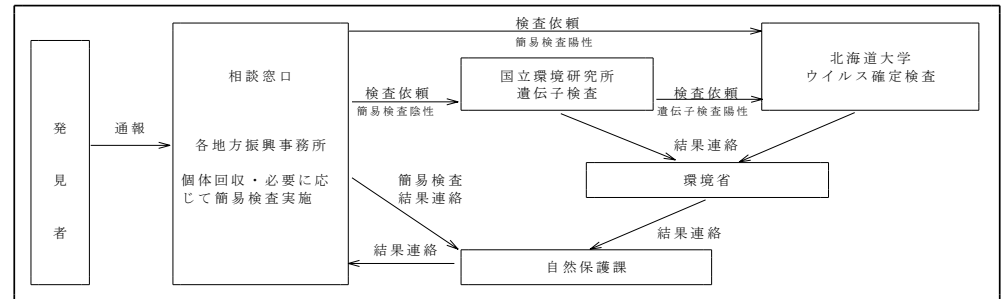
6 感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザについて

人獣共通感染症である高病原性鳥インフルエンザの発生は、人や家きんへの影響のみならず、国内希少野性鳥類への影響も懸念されるため、ウイルスの早期発見及び拡散防止を目的とした調査を実施する。野鳥の不審死など高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる場合には、鳥インフルエンザウイルスの簡易検査を行ったのち、陰性の場合には国立環境研究所にて遺伝子検査が実施される。簡易検査及び遺伝子検査の結果、より詳細な検査が必要となった場合には、北海道大学にて確定検査が実施される。また、鳥インフルエンザウイルスの県内への侵入を早期発見するために、ガンカモ類の新鮮な糞便を採取し、国立環境研究所においてウイルス保有状況調査を行う。

なお、鳥インフルエンザが発生し、又は発生するおそれがある場合には、知事を本部長とする「宮城県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部」(農林水産部所管)が設置され、防疫対策や家畜の安全・衛生対策等が実施される。

平時においては、野鳥への給餌により感染の拡大又は伝播につながらないように、県ホームページへの情報掲載により県民に対し注意を喚起する。



に関する防疫措置の手引き」に基づいた防疫措置を実施するよう指導する。

さらに、登山、狩猟等の利用者に対し注意喚起及び普及啓発を行うとともに、「野生イノシシの死体発見時の自治体への通報」「登山靴の泥汚れを落とすこと」「野外における「ごみ」の放置禁止」「養豚関連施設に立ち寄らないこと」などについて、関係者及び県民へ周知を図る。

(3) その他の感染症について

野生鳥獣は何らかの病原体を常時保有しているものと考え、触れる際の感染防止（手袋、マスク等の着用）及び触れた後の感染防止（手洗い、うがい等）について、県民、野生鳥獣関係者及び傷病鳥獣救護従事者に周知を図る。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

イ 方針

野生鳥獣に対する県民の認識と鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を図るため、各種広報媒体の活用、県ホームページの充実など、県民一人一人が野生鳥獣に関する基礎的知識を習得し、共存に向けた保護活動が推進できるよう野生鳥獣の生息情報の提供と広報活動の強化を図る。

なお、普及啓発の際には、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明し、生物多様性の保全のためには適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとする。

ロ 事業の年間計画

(第36表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間行事														ポスターコンクール・餌木の植栽
情報発信														(在来種) ホームページへの情報掲載

(2) その他の感染症について

野生鳥獣は何らかの病原体を常時保有しているものと考え、触れる際の感染防止（手袋、マスク等の着用）及び触れた後の感染防止（手洗い、うがい等）について、県民、野生鳥獣関係者及び傷病鳥獣救護従事者に周知を図る。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

①方針

野生鳥獣に対する県民の認識と鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を図るため、各種広報媒体の活用、県ホームページの充実など、県民一人一人が野生鳥獣に関する基礎的知識を習得し、共存に向けた保護活動が推進できるよう野生鳥獣の生息情報の提供と広報活動の強化を図る。

なお、普及啓発の際には、科学的根拠を丁寧に説明し、生物多様性の保全のためには適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとする。

②事業の年間計画

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間行事														ポスターコンクール・餌木の植栽
情報発信														ホームページへの情報掲載

ハ 愛鳥週間行事等の計画

(第37表)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
愛鳥週間行事	餌木の植栽 (在来種) ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 (在来種) ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 (在来種) ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 (在来種) ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 (在来種) ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰
野生生物保護活動発表大会	保護団体の推薦, 参加	保護団体の推薦, 参加	保護団体の推薦, 参加	保護団体の推薦, 参加	保護団体の推薦, 参加
その他	—	—	—	—	—

(2) 安易な餌付けの防止

イ 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止の普及啓発を行い、安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得るとともに、生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘因餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図り、生態系の保全に努める。

ロ (略)

(3) 猟犬の適切な管理

方針

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

(第39表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
鉤取野鳥の森	昭和47年度	仙台市太白区	75ha	鳥獣保護思想の普及啓蒙に資するため設置	四阿2基, 解説版, 観察路3,049m	野鳥観察及び自然観	

③ 愛鳥週間行事等の計画

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
愛鳥週間行事	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽 ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰
野生生物保護活動発表大会	保護団体の推薦, 参加	保護団体の推薦, 参加	保護団体の推薦, 参加	保護団体の推薦, 参加	保護団体の推薦, 参加
その他	—	—	—	—	—

(2) 安易な餌付けの防止

① 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止の普及啓発を行い、安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得るとともに、生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止を図り、生態系の保全に努める。

② (略)

(4) 野鳥の森等の整備

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要・内容	利用の方針	備考
鉤取野鳥の森	昭和47年度	仙台市太白区	75ha	四阿2基, 解説版, 観察路3,049m	野鳥観察及び自然観察の場	

						察の場の提供	
蔵王野鳥の森	昭和49年度	刈田郡蔵王町	78ha	鳥獣保護思想の普及啓蒙に資するため設置	四阿，観察舎，観察路7,750m	野鳥観察及び自然観察の場の提供	
伊豆沼・内沼水生植物園	平成8年度	栗原市	3ha	水辺の生き物と安全に触れ合え，豊かな環境を将来世代に引き継ぐための普及啓発を行うため設置	大小複数の池に伊豆沼・内沼の水生植物を植栽	伊豆沼・内沼における学習の場の提供	

							の提供
蔵王野鳥の森	昭和49年度	刈田郡蔵王町	78ha		四阿，観察舎，観察路7,750m		野鳥観察及び自然観察の場の提供
伊豆沼・内沼水生植物園	平成8年度	栗原市	3ha		大小19の池に伊豆沼・内沼の水生植物を植栽		伊豆沼・内沼における学習の場の提供

(5) 愛鳥モデル校の指定

①～③ (略)

④ 指定計画

(第40表)

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校・中学校	—	7	7	7	—	7	—	7	7	7	—	7	—	7	7

(6) 及び (7) (略)

7 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う津波による東京電力福島第一原子力発電所の事故により，現在も野生鳥獣に放射性物質の影響が出ている。ツキノワグマ及びイノシシの肉については国の基準値(100ベクレル/kg)を超える放射性セシウムが検出されたことから，県内全域を対象に平成24年6月25日付けで国から出荷制限指示が出され，ニホンジカの肉についても，平成29年12月13日付けで，同様に出荷制限指示が出されており，現在も継続している。このことは狩猟者の狩猟意欲に大きな影響を与えて

(4) 愛鳥モデル校の指定

①～③ (略)

④ 指定計画

区分	平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度			平成33年度		
	指定済	新規	計	指定済	新規	計	指定済	新規	計	指定済	新規	計	指定済	新規	計
小学校・中学校	7	—	7	—	7	7	7	—	7	—	7	7	7	—	7

(5) 及び (6) (略)

8 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染への対応

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波による東京電力福島第一原子力発電所の事故により，現在も野生鳥獣に放射性物質の影響が出ている。ツキノワグマ及びイノシシの肉については国の基準値(100ベクレル/kg)を超える放射性セシウムが検出されたことから，県内全域を対象に平成24年6月25日付けで国から出荷制限指示が出されており，
 _____現在も継続している。このことは狩猟者の狩猟意欲に大きな影響を与えていると言われている。

いると言われている。

なお、ニホンジカの肉については、県の出荷・検査方針に基づき適切に管理・検査する体制が整備された処理加工施設において、全頭検査を行い、国の基準値を超えないもの限り、出荷が認められている。

野生鳥獣肉の放射性物質モニタリング調査については、民間業者への業務委託による測定を実施しているところであるが、今後もデータ収集に努め、検査結果を広く公表していくとともに、国の基準値を超えた地域においては食用としての摂取の自粛を要請するなど、必要な対応を継続していく。また、国が行う放射線による自然生態系への影響調査の状況を注視していくこととする。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

野生鳥獣肉の放射性物質モニタリング調査については、民間業者への業務委託による測定を実施しているところであるが、今後もデータ収集に努め、検査結果を広く公表していくとともに、基準値を超えた地域においては食用としての摂取の自粛を要請するなど、必要な対応を継続していく。また、国が行う放射線による自然生態系への影響調査の状況を注視していくこととする。

附 則

この計画は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年11月1日から施行する。